

「中小企業者」とは、以下の要件(資本金又は従業員の数)を満たす企業です。

業種	資本金等の額	従業員等の数
製造業・建設業・運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自転車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下